

邑南町 地域おこし協力隊募集「地産地消調理人」募集要項

豊かな自然と美味しい食に恵まれた島根県邑南町で、まちづくりの担い手として活躍しませんか？

私たちは、地域に根ざした地産地消の取り組みを通じて、誰もが安心して暮らし続けられるまちを共に創り上げてくれる、熱意ある地域おこし協力隊「地産地消調理人」を募集します。

邑南町が目指す暮らし続けられるまちとは

邑南町は、多世代が共に支え合い、生きがいを持って、誰もが安心して安全に暮らせるまちを目指しています。邑南町は農林業を基盤とした農村地域で、農林業を主要な生業とし、その自然や歴史、文化に深く根ざした人々が暮らしています。その農村社会を維持するためには、持続可能な農業が営まれ、美しい自然が守られる作り続けられる農村環境が不可欠です。そして、何よりも大切なのは、生産者と消費者が深くつながり、互いを思いやる農村コミュニティの存在です。

地産地消は、生産者と消費者をつなげるための重要な役割を果たします。地元の新鮮な食材を地域で消費することで、生産者の顔が見え安心感が生まれ、地域内の経済循環を生み、環境への負荷も軽減されます。ただ作るという行為とただ食べるという行為を超え、人と人、人と自然が深く結びつく、温かい絆を育むことに繋がります。

あなたに期待する役割：「地産地消調理人」としての二つの道

「地産地消調理人」として、地域に根ざした調理活動を通じて、地産地消の推進と地域コミュニティの活性化に貢献していただきます。今回は、あなたの興味や関心に合わせて、以下の2つの活動内容から選択可能です。

1. 子どもたちの食と心を育む「保育所連携型」調理人

主に保育所での調理活動を通じて、地産地消と食育を実践します。

(1) 保育所での調理活動と食育の実践

- ・町内の保育所で、邑南町産の食材を使った給食やおやつの調理を担当します。
- ・調理を通じて、子どもたちに地元の旬の味や食文化を伝えます。
- ・園児との交流を通して、食への興味や感謝の心を育む食育活動を行います。

(2) 「食べる」と「育てる」を繋ぐ体験活動

- ・園児が苗の植え付けから収穫までを体験できる場を整備します。

- ・地域農家と連携し、園外での農業体験活動を企画・実施します。

(3) 地域農業の理解と技術習得

- ・農家での農業研修に積極的に参加し、邑南町の農業や地域特有の農産物について学びを深めます。
- ・地域農業の担い手や次世代育成に関心のある方には、将来的な就農支援も検討します。

2. 福祉施設でパン作りや調理活動を通じて生きがいを作る調理人

福祉施設でのパン製造・販売活動や調理活動を通じて、利用者の社会参加と地域との繋がりを深めます。

(1)福祉施設でのパン製造・販売

- ・町内の福祉施設において、小麦粉や地元産の米粉、野菜などを使ったパンの製造を行います。
- ・利用者の皆さんと協力しながら、パンの種類を増やしたり、新しいレシピを開発したりします。
- ・製造したパンは、町内や地域の直売所などで販売します。

(2) パン作りを通じた利用者の社会参加支援

- ・パン作りを通じて、利用者の皆さんの社会参加を促進します。
- ・パンの製造工程における様々な作業を、利用者の能力に合わせて分担し、それぞれの役割と責任を明確にします。
- ・利用者の皆さんの成長をサポートし、達成感を共有します。

(3) 福祉施設での調理作業

- ・社会福祉施設で邑南町産の食材を使った食事の調理を担当
- ・調理を通じて、施設利用者との交流や親睦を深めます。

(4) 地域農業の理解と技術習得

- ・米農家での米作りに積極的に参加し、邑南町の農業や地域特有の農産物について学びを深めます。
- ・地域農業の担い手や次世代育成に関心のある方には、将来的な就農支援も検討します。

共通して期待する活動

どちらの活動を選択した場合でも、以下の活動を通じて地産地消の推進に貢献していただきます。

(1) 地産地消の魅力を伝える広報・販促活動

- ・調理人としての視点から、直売所での邑南町産農産物のマーケティング活動に携わります。
- ・地元の食材を使ったレシピ開発や、その魅力を伝える情報発信を行います。
- ・地元の食のイベント企画・運営にも参加し、地域内外への地産地消の普及に貢献します。

(2) 地域住民や関係機関との連携

- ・農家、施設職員、地域住民、行政など、多様な立場の人々と積極的にコミュニケーションを図り、地産地消推進のためのネットワークを構築します。

この活動で得られるもの

この「地産地消調理人」としての活動を通じて、単なる調理経験に留まらない、学びと成長を得ることができます。

(1) 「食」を通じた地域貢献の喜び

地元の食材を活かし、子どもたちや福祉施設利用者の笑顔を支え、地域全体を元気にするという、大きなやりがいを感じられます。

(2) 実践的な食育・福祉支援の専門知識

各活動現場での実践を通じて、子どもの発達に応じた食育、または福祉施設利用者への就労支援に関する企画・実践能力、コミュニケーションスキルを培うことができます。

(3) 農業と食の深い繋がりへの理解

畑の管理や農家での研修、あるいは地元食材を使ったパン作りを通じて、食材が育つ過程や生産者のこだわりを肌で感じることで、食に対する新たな視点と深い感謝が生まれます。

(4) 地域活性化の仕組みを学ぶ

食材の生産から加工、調理、販売、そしてコミュニティ形成まで、地産地消を核とした地域活性化の一連の流れを実践的に学ぶことができます。

(5) 多様な人々と繋がるネットワーク

地域住民、農家、子どもたち、福祉施設利用者、行政職員など、様々な立場の人々と出会い、協力し合うことで、豊かな人間関係と地域に根ざしたネットワークを築くことができます。

(6) 未来へのキャリア形成

調理人としてのスキルアップを目指す方、食育の専門家、福祉分野での経験を活かしたい方、農業や地域づくりに貢献したい方にとって、貴重な実践経験と学びの場となるでしょう。

任期終了後の定住イメージ

- ・福祉施設等で調理人材として就職

- ・ 農業者として就農
- ・ 飲食店への就職
- ・ 起業（起業・事業承継の支援があります）

募集要項

- (1) 募集人数 各活動 1 名ずつ、計 2 名
- (2) 活動場所 島根県邑南町内（選択した活動内容に応じて）
- (3) 活動期間 最長 3 年間（初年度は年度末まで。その後、活動状況により更新）
- (4) 報償費等 2 6 6, 0 0 0 円（月額等）
- (5) 応募条件
 - ア 現在、都市地域（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）又は政令指定都市に在住しており、内定から委嘱までに、邑南町内に生活拠点を移し、必ず居住するとともに、住民票を異動できる方。
 - イ 普通自動車運転免許を所持し、日常的に運転できる方。
 - ウ 基本的なパソコン操作（Word, Excel, メールなど）ができる方。
 - エ 地域住民や関係機関と積極的にコミュニケーションが図れる方。
 - オ 調理経験、または調理や食、地域活性化に強い関心と熱意があり、自ら行動できる方。
 - カ 心身ともに健康で、地域住民と協力しながら地域活動に意欲的に取り組める方。
- (6) 任期終了後は、町内で定住が可能な方。
- (7) 歓迎するスキル・経験
 - ア 調理師免許、栄養士、または食品衛生責任者の資格
 - イ パン製造に関する知識・経験
 - ウ 保育や福祉分野での勤務経験（特に選択する活動内容に応じて）
 - エ 広報・マーケティングの経験
 - オ 地元食材に関する知識
- (8) 以下のいずれにも該当しない方
 - ア 日本国籍を有しない人
 - イ 成年後見人又は被保佐人
 - ウ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

- エ 本人およびその親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
その他婚姻の予約者を含む）のいずれもが、邑南町暴力団排除条例（平成 23 年邑南町条例
第 40 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者でない人

活動日数及び活動時間

1 日あたり 8 時間程度、週 5 日の活動を原則とします。ただし、業務の進捗状況や活動内容により、柔軟に変更できるものとします。

※夜の時間帯に地域住民との会議へ出席することもあります。

任用形態及び任用期間

- (1) 「邑南町地域おこし協力隊員設置要綱」に基づき町長が委嘱します。

邑南町との雇用契約は結びません。※雇用保険、労災保険等は適用されません。

- (2) 任用期間は、委嘱の日から 1 年間（年度途中からの任用の場合は当該年度末まで）です。

活動状況が良好であると認められる場合は、委嘱の日から最長 3 年まで任用期間を延長することができます。

7 待遇及び福利厚生

- (1) 町との雇用関係はありませんので、国民健康保険及び国民年金等は、各自で加入していただきます。

- (2) 活動期間中の住居は町が斡旋し、各自で借りていただきます。

- (3) 引っ越しに必要な経費は各自負担となります。

- (4) その他、地域おこし協力隊としての活動に要する経費を、予算の範囲内かつ必要と認められる範囲内で支給します。

- (5) 町内で起業する場合、任期 2 年目から任期終了後 1 年の期間で「邑南町地域おこし協力隊起業支援補助金」を利用できます。

申込受付期間

令和 7 年 7 月 31 日（木）まで

選考の流れ

一次審査（書類審査）と二次審査（面接）により選考を行います。

- ・一次審査の結果は応募者に文書で通知し、合格者に対し二次審査の日程等詳細についてお知らせします。
 - ・二次審査の結果については文書で通知します。
 - ・二次審査は邑南町内での実施を予定しています。
 - ・委嘱日は、内定者と町が協議し決定します。
- ※応募・選考にかかる交通費等経費は応募者の負担となります。

応募方法

以下の書類を邑南町役場産業支援課に郵送または持参にて提出してください。

- ・応募用紙
- ・履歴書（写真添付）
- ・住民票の写し（申請者本人のもの、続柄本籍等省略）
- ・滞納のない証明書（取り扱いのない自治体にお住まいの場合、納税証明書を提出してください。）

問い合わせ先

詳細な応募条件、提出書類、選考スケジュールについては、邑南町役場ウェブサイトをご確認ください。

邑南町役場 産業支援課 担当：藤田

電 話：0855-95-1116

メール：shoko@town-ohnan.jp